

平成 23 年 12 月 19 日

太虎精堂製薬株式会社

当社において使用される原料生薬の放射性物質の検査について（第 2 報）

当社では、従来より原料生薬の調達、製造、流通に至るまで厳しい品質管理体制の下で製品の安全性確保に努めております。

平成 23 年 10 月 14 日、「放射性物質に係る漢方生薬製剤の取り扱いについて」（薬食監麻発 1014 第 1 号）が発出され、それに続き、平成 23 年 12 月 13 日に「漢方生薬製剤原料生薬の放射性の検査に係る適切な方法について」（薬食監麻発 1213 第 2 号）が発出されました。

今後も、原料生薬の使用につき、下記の通り実施し、安全管理体制に対して万全を期し安心してご使用いただけるよう努めて参ります。

記

1. 平成 23 年 3 月 11 日以降 17 都県※から産出された原料生薬は一切使用しておりません。
2. 国内産生薬の使用においては、ロットごとにゲルマニウム半導体検出器を用いた検査を実施し、放射性物質の不検出を確認した生薬を使用しております。
現在まで、放射性物質は検出されております。
3. 弊社製品に使用する製造用水につきましても、定期的に放射性物質の測定を実施しており、現在まで放射性物質は検出されております。

※17 都県

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」

対象自治体（総理指示対象自治体及びその隣接自治体）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、
山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県